

令和4年度

事業状況

警察共済組合

目 次

1	業務の内容	1
2	各事務所の所在地	1
3	役員 の 状 況	1
4	組合の職員 の 定 数 及 び そ の 増 減	2
5	組合の沿革	2
6	根拠法	3
7	主務大臣	3
8	運営審議会 の 概 要	4
9	その他の組合 の 概 要	5
10	令和4年度における業務 の 実 施 状 況	5
11	令和3年度までに お け る 業 務 の 実 施 状 況	10
12	資金の調達状況	10
13	子会社及び関連会社並びに 関 連 公 益 法 人 等 に 関 す る 事 項	11
14	組合が対処すべき課題	11

※注記 単位未満の端数は調整しているため、内容の計と合計が一致しないことがある。

1 業務の内容

組合は、次の事業を実施している。

(1) 短期経理に関する事業

ア 短期給付事業

組合員の病気、負傷、出産、死亡、休業若しくは災害又は被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関する各種の給付

イ 前期高齢者納付金の納付事業

ウ 後期高齢者医療制度及び病床転換助成事業への資金の支援事業

エ 介護保険制度への資金の納付事業

(2) 長期給付事業

組合員の老齢、障害若しくは死亡又は組合員であった者の障害若しくは死亡に関する各種の年金又は一時金の給付

(3) 福祉事業

ア 組合員及びその被扶養者（以下「組合員等」という。）の健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援その他の組合員等の健康の保持増進のために必要な事業

イ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による特定健康診査及び特定保健指導

ウ 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

エ 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

オ 組合員の臨時の支出に対する貸付け

カ 組合員の需要する生活必需物資の供給

キ その他組合員の福祉の増進に資する事業

2 各事務所の所在地

東京都千代田区三番町6番8に本部を置き、警察庁、皇宮警察本部、警視庁及び道府県警察本部内に各支部がある。

3 役員の状況

(1) 定数

理事長 1人（常勤）

理事 6人以内（常勤2名以内）

監事 3人（常勤2名以内）

計 10人以内

(2) 任期 2年

令和4年12月1日～令和6年11月30日（野井理事にあっては、令和3年10月1日～令和5年9月30日）

(3) 役員の氏名及び役職

令和4年度末現在の役員の状況は次のとおりである。

役 職	氏 名
理事長	金 高 雅 仁
理 事	宮 城 直 樹
理 事	野 井 祐 一
理 事（非常勤）	土 屋 暁 胤
理 事（非常勤）	久 田 誠
理 事（非常勤）	三 宅 章 史
監 事	加 藤 晃 久
監 事（非常勤）	重 永 達 矢
監 事（非常勤）	若 田 英

4 組合の職員の定数及びその増減

定 数	増 減
443人	2人増

（注）増減は前年度比較

5 組合の沿革

(1) 恩給制度の時代

警察監獄職員（警部補以下の警察官）に対する年金制度は明治15年から、警部以上の警察官及び一般文官に対する年金制度は明治17年から、それぞれ別々の法律により実施されてきたが、大正12年に「恩給法」が施行され、軍人、警察官及び一般文官等を網羅する統一された年金制度となった。

戦後、新憲法の趣旨に則り地方自治法が制定され、地方自治制度が確立されたが、地方警察職員のうち、警察官、事務吏員及び技術吏員については恩給法が準用されることとなった。

一方、雇用人に対する保障制度の沿革をみると、大正9年警察共済組合令（勅令）の施行に伴い、警察共済組合が発足し、警部補以下の警察官及び雇用人を対象として、主に脱退一時金の給付を行ったが、昭和16年以降は健康保険制度の代行としての短期給付事業が行われることとなった。

(2) 旧国家公務員共済組合

勅令に基づく共済組合が各省庁に分立設置され、その給付内容に均衡を欠く面があったこと、また、雇用人の年金制度を確立する必要があること等の理由から、国家公務員共済組合法（旧法）が昭和23年7月1日に施行され、勅令に基づく共済組合は全て同法に基づく共済組合とみなされることになった。

この制度においては、全ての常勤の国家公務員を組合員とし、医療給付を主体とした短期給付、年金及び一時金を支給する長期給付、さらに福祉事業を合わせて行うものであり、財源は組合員とその使用主である国の分担拠出とされた。

ただし、長期給付制度については、昭和24年10月1日から雇用人についてのみ適用することとされており、官相当の者に対しては従来どおり恩給法が適（準）用されることになった。

(3) 国家公務員共済組合法（新法）

国家公務員法に定める平等取扱いの原則に則り、旧国家公務員共済組合法上における長期給付制度の不平等さを是正するため、昭和33年7月1日に新しく国家公務員共済組合法が施行され、雇用人については昭和34年1月1日から、官相当の者については同年10月1日から、新制度による長期給付制度が適用されることになった。

(4) 地方公務員等共済組合法

国家公務員共済組合法（新法）が施行され、全ての国家公務員について総合的な共済年金制度が適用されることになったが、地方公務員には各地方自治体において独自の年金制度が適用されており、このような総合的な制度がなく、国家公務員と地方公務員との間に格差が生じていた。

そこで、地方公務員についても国家公務員に準じた共済組合制度の創設が望まれ、昭和37年12月1日に地方公務員等共済組合法が施行されるに至った。

警察共済組合は、その構成員である警察職員の大半が地方公務員であることから、同法の施行に伴い国家公務員共済組合傘下から離れ、地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合となった。

6 根拠法

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

7 主務大臣

内閣総理大臣

8 運営審議会の概要

(1) 委員の定数

- ア 組合員を代表する者以外の者である委員 8人
- イ 組合員を代表する者である委員 8人

(2) 審議事項

- ア 定款の変更
- イ 運営規則の作成及び変更
- ウ 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
- エ 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

(3) 任期

2年（令和5年4月1日～令和7年3月31日）

(4) 令和4年度における運営審議会の開催状況

開催日	回数	議 題
令和4年6月15日 ※在京の委員（6名）は参集、その他の委員（10名）はオンライン参加	第191回	・警察共済組合令和3年度決算について ・警察共済組合定款の一部変更について
令和4年11月9日 ※在京の委員（6名）は参集、その他の委員（10名）はオンライン参加	第192回	・警察共済組合令和5年度「事業計画及び予算」作成の基本方針について ・警察共済組合定款の一部変更について ・警察共済組合運営規則の一部変更について
令和5年3月15日 ※在京の委員（6名）は参集、その他の委員（10名）はオンライン参加	第193回	・警察共済組合令和5年度「事業計画及び予算」について ・警察共済組合定款の一部変更について ・警察共済組合運営規則の一部変更について

9 その他の組合の概要

(1) 組合員数及び被扶養者数

- ア 組合員数（令和4年度末）
組合員種別ごとの組合員数は次のとおりである。

(単位：人)

組合員種別	地方公務員	国家公務員	公益的法人等 派遣職員	組合役職員	計
一般組合員	36,538	6,365	6	363	43,272
短期組合員	15,295	236	-	114	15,645
特定警察組合員	251,005	2,067	15	-	253,087
継続長期組合員	7	86	-	-	93
任意継続組合員	1,626	192	-	4	1,822
合計	304,471	8,946	21	481	313,919

イ 被扶養者数（令和4年度末）

395,771人（組合員1人当たり…1.26人）

(2) 掛金等率・負担金率（令和4年度）（千分率）

	標準報酬の月額・標準期末手当等に係るもの	
	掛金等率	負担金率
短期給付	35.23	35.23
介護保険	9.55	9.55
福祉事業	1.22	1.22
厚生年金保険給付	91.50	91.50
退職等年金給付	7.5	7.5
公務等障害に係る 負担金率 (経過的長期給付)	-	0.1105

10 令和4年度における業務の実施状況

(1) 短期給付事業

短期給付支給状況

令和4年度の給付種別ごとの給付額は次のとおりである。

種別	給付額（千円）
保健給付	90,625,826
直営保健給付	114,976
休業給付	6,542,420
災害給付	60,429
附加給付	1,363,850
一部負担金払戻金	994,701
合計	99,702,202
組合員1人当たり 給付額（円）	317,699

(2) 長期給付事業

ア 年金種類別受給権者数及び年金額の状況

令和4年度末の年金種類別の受給権者数及び年金額は次のとおりである。

種 別		受給権者数(人)	総年金額(千円)	平均年金額(円)
厚生年金 保険給付	老齢厚生年金	94,112	120,082,422	1,275,952
	障害厚生年金	1,374	1,371,696	998,323
	遺族厚生年金	11,403	12,423,894	1,089,529
退職等 年金給付	退職年金	34,474	230,384	6,683
	公務障害年金	12	22,965	1,913,750
	公務遺族年金	52	21,333	410,250
共済年金 給付	退職共済年金	184,926	174,287,145	942,470
	障害共済年金	4,116	4,359,169	1,059,079
	遺族共済年金	72,499	77,154,999	1,064,222
計		402,968	389,954,007	967,705

(注) 老齢厚生年金には繰上げ支給の老齢厚生年金を、退職等年金給付に係る退職年金には終身退職年金・有期退職年金(240月・120月)を、退職共済年金には繰上げ支給の退職共済年金・旧職域加算退職給付・退職年金・減額退職年金・通算退職年金を、障害共済年金には旧職域加算障害給付・障害年金を、遺族共済年金には旧職域加算遺族給付・遺族年金・通算遺族年金をそれぞれ含む。

イ 長期給付支給状況

令和4年度の給付種別ごとの給付額は次のとおりである。

(ア) 厚生年金保険経理

種 別		給付額(千円)
老齢厚生給付	老齢厚生年金	113,836,017
退職共済給付	退職共済年金	128,466,469
	退職年金	8,591,462
	減額退職年金他 一時金	252,249 295
	計	137,310,475
障害厚生給付	障害厚生年金	1,075,251
	障害手当金	0
	計	1,075,251
障害共済給付	障害共済年金	1,163,139
	障害年金 一時金	137,954 0
	計	1,301,092
遺族厚生給付	遺族厚生年金	9,857,717
遺族共済給付	遺族共済年金	62,994,172
	遺族年金他 一時金	3,343,728 0
	計	66,337,899
合 計		329,718,451

(イ) 退職等年金経理

種 別		給付額 (千円)
退職給付	終身退職年金	65,764
	有期退職年金	103,642
	有期退職年金一時金	213,415
	整理退職一時金	0
	遺族一時金	90,108
	計	472,929
公務障害給付	公務障害年金	4,645
公務遺族給付	公務遺族年金	15,101
合 計		492,675

(ウ) 経過的長期経理

種 別		給付額 (千円)
退職共済給付	退職共済年金	40,664,659
	退職年金	859,131
	減額退職年金他 一時金	25,224 29
	計	41,549,044
障害共済給付	障害共済年金	271,013
	公務等障害共済年金	292,745
	障害年金	14,928
	公務上障害年金 一時金	49,784 0
	計	628,469
遺族共済給付	遺族共済年金	6,700,887
	公務等遺族共済年金	437,921
	遺族年金等	335,153
	公務上遺族年金 一時金	353,828 0
	計	7,827,790
合 計		50,005,303

ウ 財産状況

令和4年度末の資産状況は次のとおりである。

(ア) 厚生年金保険経理

種 別		金額(千円)	構成比(%)
資産	流動資産	171,682,856	11.3
	信託	1,344,418,729	88.7
合 計		1,516,101,585	100.0

(4) 退職等年金経理

種 別		金額(千円)	構成比(%)
資産	流動資産	5,519,906	2.4
	信託	195,893,967	85.9
	投資不動産	26,536,640	11.6
合 計		227,950,513	100.0

(ウ) 経過的長期経理

種 別		金額(千円)	構成比(%)
資産	流動資産	73,579,483	5.6
	信託	1,183,780,795	90.0
	生命保険	58,323,002	4.4
	投資不動産	0	0.0
合 計		1,315,683,279	100.0

(3) 福祉事業

ア 保健福祉事業

保健事業資金支出状況

事業資金の令和4年度の支出状況は次のとおりである。

種 別	金額(千円)
旅費・事務費	4,032
健康診査費	2,104,494
保健衛生費	698,364
生活指導費	14,561
施設運営費	0
文化活動費	57,081
体育費	58,307
調査研究費	9,503
表彰費	9,762
健康づくり費	899,333
特別健康保持費	0
特定健康診査費	314,218
特定保健指導費	330,332
健康指導費	110,465
特定健康診査等管理費	34,055
被災見舞費	3,740
雑費	26
計	4,648,273

イ 医療福祉事業

令和4年度に経営していた全国5か所の診療所の令和4年度利用件数は、一般16,861件、歯科1,931件の合計18,792件であり、収入額は228,864千円である。

ウ 宿泊福祉事業

経営している全国5施設の宿泊保養施設の令和4年度の利用状況（令和5年1月31日をもって営業を終了した警視庁支部「ホテル弥生」を含む。）は次のとおりである。

種 別	利用人員（人）
宿泊利用者	85,289
宴会利用者	61,698
結婚式利用者	6,931
会議利用者	88,013
食堂等利用者	220,926
合 計	462,857

エ 住宅福祉事業

千葉県浦安市に2棟44戸の住宅を有しており、令和4年度の賃貸収入は8,593千円である。

オ 貸付福祉事業

令和4年度末の組合員貸付金の総額は次のとおりである。

区 分	金額（千円）	比率（%）
住宅貸付	13,965,805	39.7
その他貸付	21,196,801	60.3
計	35,162,606	100.0

カ 物資福祉事業

本部直営の通信販売等を実施しており、令和4年度の商品売上は、193,769千円である。

1 1 令和3年度までにおける業務の実施状況 (単位：件、千円、人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
短期 給付 事業	保健給付	83,297,492	77,137,312	82,936,785	
	直営保健給付	187,756	108,256	108,044	
	休業給付	5,122,373	5,591,892	5,838,307	
	災害給付	107,021	42,396	15,301	
	附加給付	1,448,680	1,385,684	1,366,949	
	一部負担金払戻金	957,056	918,453	930,043	
	合計	91,120,378	85,183,993	91,195,429	
長期 給付 事業	退職 給付	年金	289,531,708	285,211,850	286,189,276
		一時金	16,339	14,397	165,391
		合計	289,548,047	285,226,247	286,354,667
	障害 給付	年金	3,091,959	3,154,857	3,092,430
		一時金	4,649	1,332	4,996
		合計	3,096,608	3,156,189	3,097,426
	遺族 給付	年金	88,304,298	87,340,952	85,942,073
		一時金	48,754	48,754	59,981
		合計	88,353,052	87,389,706	86,002,054
	合計	380,997,707	375,772,142	375,454,147	
保健 福祉 事業	保健事業	4,857,206	4,610,796	4,907,214	
医療 福祉 事業	件 数	一般	52,552	15,652	16,068
		歯科	2,082	1,241	1,391
		計	54,634	16,893	17,459
	収入額	1,937,528	418,840	216,110	
宿泊 福祉 事業	宿泊利用者数	145,278	34,998	42,186	
	宴会利用者数	221,809	12,936	12,089	
	結婚式利用者数	14,942	1,762	2,064	
	会議利用者数	115,910	48,928	66,453	
	食堂等利用者数	346,397	151,516	143,789	
	合計	844,336	250,135	266,581	
住宅 福祉 事業	保有住宅数	2棟44戸	2棟44戸	2棟44戸	
貸付 福祉 事業	住宅貸付額	29,079,987	23,036,111	17,991,168	
	その他貸付額	25,224,666	24,317,863	22,777,280	
	貸付額計	54,304,653	47,353,974	40,768,449	
物資 福祉 事業	売上高	245,855	267,910	233,356	

(注) 長期給付事業における各給付については、厚生年金保険給付、退職
等年金給付及び共済年金給付をそれぞれ含む。

1 2 資金の調達状況

- (1) 借入金 該当なし
- (2) 財政融資資金 該当なし

(3) 国庫補助金等

(単位：千円)

区分	短期 経理	長期 経理	厚生年金 保険経理	退職等 年金経理	経過的 長期経理	業務 経理	保健 経理	計
	負担金・ 補助金	負担金	負担金	負担金	負担金	負担金	負担金	
H28 年度	2,870,997	—	9,772,207	475,220	12,913	60,446	84,238	13,276,021
H29 年度	2,746,714	—	9,662,417	482,786	11,086	64,717	85,094	13,052,814
H30 年度	2,811,454	—	11,011,650	490,945	8,019	65,398	86,575	14,474,040
R1 年度	2,865,461	—	75,579,632	499,561	8,694	63,613	87,898	79,104,859
R2 年度	2,960,507	—	75,613,930	501,594	8,043	69,690	87,594	79,190,647
R3 年度	2,869,274	—	75,058,124	502,199	7,441	76,485	87,493	78,601,016
R4 年度	7,587,348	—	77,068,747	496,172	8,082	72,306	1,983,262	87,215,916

※ R4年度の短期経理には、高齢者医療運営円滑化等補助金（4,618,966千円）を含む。

1 3 子会社及び関連会社並びに関連公益法人等に関する事項
該当なし

1 4 組合が対処すべき課題

(1) 全般的事項

- ア 本支部が一体となった事業運営の推進
- イ 情報セキュリティに関する適切な対策及び職員の意識の向上
- ウ 各種申請等のオンライン化に向けた取組の推進

(2) 短期給付事業

- ア 短期給付事業財政健全化対策の実施
- イ 保健医療システムの適正な運用管理の徹底
- ウ 番号法に基づく行政機関等との円滑な情報連携

(3) 長期給付事業

- ア 組合員及び年金受給者への年金制度周知のための取組の推進
 - イ 他の厚生年金実施機関との情報交換及び番号法に基づく行政機関等との情報連携への的確な対応
 - ウ 年金関係システムの適正な運用管理の徹底
 - エ 積立金の運用を取り巻く環境の変化への的確な対応
- (4) 保健福祉事業
- ア 生活習慣病対策及びメンタルヘルス対策に重点を置いた事業の推進
 - イ 特定健康診査及び特定保健指導の的確な実施
 - ウ アウトソーシングによる健康づくり事業の利用促進
 - エ データヘルス計画に基づいた保健事業の実施
- (5) 制度保険事業
- 制度保険内容の一層の充実及び組合員の加入促進
- (6) 貸付福祉事業
- ア 各支部の適切な収支管理
 - イ 貸付時の厳密な審査及び貸付後における確認事務の徹底による貸付事故防止
 - ウ 貸付福祉事業総合システムの適正な運用管理
 - エ 事業の活性化及び組合員の適切な利用促進
- (7) 物資福祉事業
- 組合員の要望を踏まえた商品提供による利用促進